

中国新法規速報 (2021年2月号)

外商投資企業の生産経営に一定の影響を及ぼし得る規定について、2021年1月に新たに発布された規定は下記のとおりです。ご参照下さい。

規定名称	企業のクロスボーダー融資マクロプルーデンス調節パラメーターの調整に関する通知		
発布機関	中国人民銀行、国家外国為替管理局		
発布日	2021年1月7日		
内容説明	現在のところ、外商投資企業による外債借入れについては、2種類の管理モデルがあり、1つは投注差モデル、もう1つは全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデル（以下「全口径モデル」）である。企業は、外債業務手続にあたって、いずれかのモデルを自ら選択することができる（いったん選択すれば変更は不可能）。当該通知に基づき、中国人民銀行及び国家外国為替管理局は、2021年1月7日から、企業のクロスボーダー融資マクロプルーデンス調節パラメーターを1.25から1に下方調整することを決定した。当該通知により、外商投資企業が全口径モデルを選択する場合には、借り入れることのできる外債限度額が当該企業の純資産の2.5倍から2倍に引き下げられた。為替レートが急速に上昇し続けている中、かかる政策により、為替レートを安定させ、マクロレバレッジ比率を引き下げ、外債リスクを防ぐことが可能となる。尚、前述の2種類の外債管理モデルの相違は、以下のとおりである。		
	管理モデル	投注差モデル	全口径モデル
	審査認可方式	契約締結・登記・届出	契約締結・登記・届出
	監督管理機構	国家外国為替管理局	中国人民銀行、国家外国為替管理局
	限度額	投資総額と登録資本との差額	企業純資産の2倍
	使用上の相違	長期外債の占める限度額は回復不可	外債が償還されれば限度額回復可

規定名称	外国の法律及び措置の不当な域外適用の阻止に係る弁法
発布機関	商務部
発布日	2021年1月9日
内容説明	当該弁法は、主に5つの部分から構成されている。 第一に、適時報告であり、中国の公民、法人その他の組織が外国の法律及び措置の不当な域

	<p>外適用、即ち、その第三国（地区）との間の正常な経済貿易活動及び関連活動の展開の禁止又は制限に遭遇した場合には、30日以内に、国の指定する業務メカニズム（以下「業務メカニズム」）を通じて報告しなければならない。</p> <p>第二に、評価確認であり、外国の法律及び措置に不当な域外適用があるか否かについて、業務メカニズムを通じて各種要因を考慮し、評価確認を行う。</p> <p>第三に、禁令の発布であり、評価確認を経て、外国の法律及び措置に不当な域外適用がある場合には、業務メカニズムを通じて、国务院商務主管部門が禁令を発布する旨を決定することができる。禁令の範囲内の外国の法律及び措置は、国内で適用されてはならない。</p> <p>第四に、司法救済であり、外国の法律及び措置の不当な域外適用により損失を被った場合には、中国の公民、法人その他の組織は、国内の法院に対し訴えを提起し、禁令の範囲内の外国の法律及び措置を遵守してそれにより利益を得た関連当事者に対し、賠償するよう要求することができる。</p> <p>第五に、処罰制度であり、ありのままに報告する義務に違反し、禁令を遵守しない行為については、業務メカニズムを通じて、相応する処罰を与える。</p>
--	--

規定名称	動産及び権利担保統一登記の実施に関する国务院の決定
発布機関	国务院
発布日	2020年12月22日
内容説明	<p>当該決定は、「民法典」及び「商業営業環境優良化条例」をさらに細分化・具体化したものである。当該決定に基づき、2021年1月1日から、全国的に動産及び権利担保統一登記が実施されることになり、中国人民銀行がその業務を全面的に担当することになり、国家市場監督管理総局は今後、「動産抵当物登記管理」という職責を負わないことになる。動産及び権利担保登記及び照会をする場合には、インターネットを通じて、中国人民銀行信用照会センターの動産融資統一登記公示システムにおいて自主的に行うことになる。登記内容の真実性、完全性、適法性については、登記した当事者が責任を負うことになり、登記機関は今後、登記内容について実質的審査をせず、事前審査認可も行わない。</p>

規定名称	インターネットユーザー公式アカウント情報サービス管理規定（2021改正）
発布機関	国家インターネット情報事務室
発布日	2021年1月22日
内容説明	<p>当該規定は、2021年2月22日から施行される。その内容には、公式アカウント情報サービスプラットフォームの資質要求、情報内容作成及び公式アカウント運営に対する責任、身分情報による認証、級別類別管理、自主規制、社会からの監督、行政管理措置等が含まれる。当該規定に基づき、公式アカウント情報サービスプラットフォームは、公式アカウント推奨・</p>

	サブスクリプション・フォローのメカニズムを規範化しなければならず、インターネットユーザーが事情を理解した上で同意していない場合には、いかなる方式によっても、その他のユーザーの公式アカウントに対しサブスクリプション・フォローをするよう強制してはならない。公式アカウントの作成運営者は、情報の有償発信、削除等の手段を通じて不法なネットワーク監督、マーケティング詐欺、脅迫を行い不法な利益等を取得してはならない。
--	---

規定名称	北京金融法院の設立に関する決定
発布機関	全国人民代表大会常務委員会
発布日	2021年1月22日
内容説明	<p>当該決定に基づき、北京金融法院が北京市において設立される。如何に法廷を設置するのかについては、最高人民法院が別途決定することになる。北京金融法院は、2018年に設立された上海金融法院に次いで、中国では第二の金融法院となる。北京金融法院は、以下のような事件を専門に管轄することになる、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、北京市中級人民法院の管轄下にある金融民商事事件第一審 2、北京市中級人民法院の管轄下にある、金融監督管理機関を被告とする、金融行政にかかわる事件第一審 3、所在地が北京市である金融インフラ機構を被告又は第三者とする、その職責履行に関連する金融民商事事件及び金融行政にかかわる事件第一審 4、北京市基層人民法院の金融民商事事件及び金融行政にかかわる事件第一審判決及び裁定の上訴、控訴及び再審事件 5、法律の規定により北京金融法院が執行すべき事件 6、北京人民法院が管轄することを最高人民法院が確定するその他の金融事件

規定名称	中華人民共和国行政処罰法 (2021改正)
発布機関	全国人民代表大会常務委員会
発布日	2021年1月22日
内容説明	<p>2021年1月22日に、第13期全国人民代表大会常務委員会第25回会議において、「行政処罰法」改正草案が採択された。新たな「行政処罰法」は、2021年7月15日から施行される。今回の改正で注目すべき点は、以下のとおりである。</p> <p>一、「行政処罰」の立法解釈及び類型が拡大された。第2条には、「行政処罰とは、行政機関が法により、行政管理秩序に違反した公民、法人その他の組織に対し、権益減損又は義務の追加という方式により懲戒を与える行為をいう」とある。また、第9条においては、「通報批評」、「資質降格」、「閉鎖命令」、「生産経営活動展開の制限」、「営業制限」といった処罰の種類が追加されている。</p>

	<p>二、行政法規及び地方性法規において、行政処罰手続に係る要求が追加された。第 11 条第 3 項、第 12 条第 3 項には、行政法規及び地方性法規に行政処罰を補充することができること、補充する場合において公聴会、論証会等を開催して広く意見を求め、書面による説明を作成すること等が定められている。</p> <p>三、行政処罰の裁量基準を公開することが明確化された。新たに追加された第 34 条には、行政機関が法により行政処罰裁量基準を制定し、行政処罰裁量権を行使すること、裁量基準を一般に公開すること等が定められている。</p>
--	--

規定名称	汚染物排出許可管理条例
発布機関	国務院
発布日	2021 年 1 月 29 日
内容説明	<p>当該条例は、2021 年 3 月 1 日から施行される。その重点は、以下のとおりである。</p> <p>1、汚染物排出許可管理の範囲及び類別が明確化された。汚染物排出許可管理の対象となる企業事業単位その他の生産経営者は、汚染物排出許可証を取得しなければならない。関連政府部門は、かかる単位の汚染物の生産量、排出量、環境に対する影響の程度等の要因に基づき、分類管理をする。</p> <p>2、汚染物排出許可申請及び審査認可の手続が規範化された。汚染物を排出する単位は、その生産経営場所所在地の市級以上の地方人民政府生態環境主管部門に対し、汚染物排出許可証取得を申請しなければならない。</p> <p>3、汚染物排出管理の強化、厳格な監督検査が要求されている。生態環境主管部門は、汚染物排出許可に係る法執行状況の検査を、生態環境に係る法執行年度計画に組み入れ、検査の頻度及び方法等について合理的に確定しなければならない。</p>

以上

免責文言：本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責：水野海峰、巖海忠、仇海珍